

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 こども家庭センター

許認可等の内容		子育て短期支援事業に係る利用の承認等
根拠法令等及び条項		栃木市子育て短期支援事業実施要綱第7条
標準 処理 期間	根拠条項	栃木市子育て短期支援事業実施要綱第7条
	設定等年月日	平成28年3月23日設定 令和4年5月19日最終変更
	標準処理期間	速やかに
審査 基準	根拠条項	栃木市子育て短期支援事業実施要綱第4条
	参考事項	
	設定等年月日	平成28年3月23日設定 令和4年5月19日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市子育て短期支援事業実施要綱抜粋 (対象児童)</p> <p>第3条 事業の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、次に掲げる事由により、当該家庭における養育が一時的に困難となった児童（満18歳に達しないものを言う。以下同じ。）とする。</p> <p>(1) 保護者の疾病、育児疲れ、育児不安等の身体上又は精神上の事由</p> <p>(2) 保護者の出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由</p> <p>(3) 保護者の冠婚葬祭、転勤・引越、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な事由</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の対象としない。</p> <p>(1) 保護者以外に当該児童の養育を行える者がいる場合</p> <p>(2) 当該児童が、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症、その他の感染性疾患を有している場合</p> <p>(3) 当該児童が、疾病等により現に医療機関で治療を受け、又は治療を受ける必要があると認められる場合</p> <p>(4) 当該児童が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による保護若しくは措置又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による障がい福祉サービスを受けることが適当と認められる場合</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が当該児童を事業の対象とすることを不適当と認めた場合</p>	